

公共事業の施行に伴う公共補償基準要綱（抄）

（昭和42年2月21日閣議決定）

（工事の施行に伴う公共施設等の損傷等に対する費用の負担）

第17条 公共事業に係る工事の施行により起業地外の公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で、社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずる場合において、公共施設等の管理者又は地方公共団体が、これを防止し、又は除去するために、当該公共施設等の機能を代替する仮施設の建設等又は当該公共施設等の機能を維持するための補償、模様替え等を行なうときは、公共事業の起業者は、これらの措置をとるために必要な最小限度の費用を負担することができるものとする。

（完成した施設に起因する公共施設等の損傷等に対する費用の負担）

第19条 完成した公共施設に起因する起業地外の公共施設等の損傷又は機能の著しい低下で、社会通念上受忍の範囲をこえるものが生ずる場合において、公共施設等の管理者又は地方公共団体が、これを防止し、又は除去するために、公共施設等の建設等を行なうときは、公共事業の起業者は、これらの措置をとるために必要な最小限度の費用を負担することができるものとする。